

日衛協会員 各位

窮状文書使用に際しての留意事項

- 1 本窮状文書は、医療機関に対し、諸資材コスト高騰等、衛生検査業界の置かれている状況を理解してもらうために作成したものであり、個々の会員が、この文書を持参し、医療機関に諸資材コスト高騰等について理解を求めることは構いません。
- 2 諸資材コスト高騰等により、コストを反映した適正な検査料金の収受に向けて、検査料金の改善・是正に取り組むこと自体は健全な経営の維持の観点から望ましいことですが、検査料金の改善・是正、すなわち検査料金の改定を実施するかどうかは当然のことながら個々の会員が各々判断すべきものであり、検査料金の改定に関して会員同士で情報交換したり、話し合うことは独占禁止法上問題になり得るものです。また、日衛協の支部などにおいて、同様の情報交換や話し合いを行うことも問題になり得るものです。
- 3 ついては、この文書を医療機関に持参し、検査料金の改定交渉を行うに際しては、医療機関に対し、カルテルなどの独占禁止法上の疑念や、改定に関し日衛協が関与しているかのような疑いを招くことがないよう、説明や発言に十分注意するようお願いいたします。
なお、この文書の使用についても、使用するか否かは個々の会員の任意の判断となり、日衛協としてこの文書の使用を求めるものではありません。

NG! 絶対に言ってはいけません。

独占禁止法上疑念を招くような説明・発言の例

- ① 諸資材コスト高騰等につき、協会(日衛協)として、検査料金の改善・是正などに取り組むことになったので、説明(お願い)に上がった。
- ② 諸資材コスト高騰等につき、協会(日衛協)から、検査料金の改善・是正に取り組むよう指導を受けたため、説明(お願い)に上がった。
- ③ 会員各社、この窮状文書を持参し、検査料金の改善・是正にお願いすることになった。
- ④ どの検査会社も、検査料金の改善・是正に向けてお願いに上がっている。